

令和7年度 都市計画道路事業にかかる事業監理(PM)導入検討等業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和7年度 都市計画道路事業にかかる事業監理(PM)導入検討等業務委託
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所大阪本社

3 公募期間

令和7年4月7日(月)～4月 22日(火)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略)

委員氏名	役職等
藤原 直樹	追手門学院大学 教授
吉田 長裕	大阪公立大学 准教授
大庭 哲治	京都大学 教授

(2)選定委員会の開催日

- 1 回目:令和7年3月 13日(木)
2 回目:令和7年6月17日(火)、令和7年6月20日(金)

(3)審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」及び「都市計画及び地方計画部門」の両方に登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする）	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示す規定業務について、元請けとして業務実績(※1)を有していること。 【規定業務】 官公庁等(※2)発注の事業監理業務またはプロジェクトマネジメント業務の実績	様式－2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」又は「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－道路」又は「建設－都市及び地方計画」）に合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM（登録部門：「道路」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 官公庁等(※2)発注の事業監理業務またはプロジェクトマネジメント業務の実績	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者（2名以上）	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1」、「規定業務2」のうち1つ以上について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の事業監理業務またはプロジェクトマネジメント業務の実績 2. 官公庁等(※2)発注の道路分野における、調査・計画、基本設計(概略・予備)、実施(詳細)設計業務の実績	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する
業務実施体制	その他留意事項			担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを想定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではないが、3人以上の技術者を配置する場合、全ての担当者について資格要件を満たすこと。 なお、3人目以降の担当技術者については配置予定技術者の評価対象外とする。	
	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式－3を審査する

※1：過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

※2：地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者を含む。

② 技術提案書評価基準

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
 評価は①～⑰の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して
 120点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。
 〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点
 A'の場合は、配点×4/5点 B'の場合は、配点×2/5点 C の場合は、0点

テ ー マ 1	内容	本市では平成25年に長期未着手の都市計画道路の見直しを行い、計43路線（延長約51km）について事業存続とし、未着手路線については概ね30年程度での事業着手を目指すこととした。一方、令和6年度末現在、事業中の都市計画道路は計22路線25箇所（延長約29km）あり、未着手路線の早期着手と事業中路線の早期供用を並行して進める必要がある。本市全体における都市計画道路事業の早期効果発現に向け、事業監理（PM）の導入によって都市計画道路事業を効果的・効率的に進めていくうえでの検討プロセスについて述べること。 なお、街路課は都市計画道路事業の事業主体であり、都市計画決定された道路について、事業着手に向けた調査検討からはじまり、整備を行い供用開始するまで、総合的に進捗管理及び連絡調整を行うことが、主たる業務となっている。
テ ー マ 2	内容	限りある時間・予算・人員のもと都市計画道路事業にかかる業務を日常的に進める中で、日常業務のうち、デジタル技術の活用により効果的・効率的に進めることができる業務を挙げ、デジタル技術の活用に向けた検討プロセスについて述べる。なお、都市計画道路事業における代表的な日常業務は、事業全体及び各事業箇所の進捗管理、用地取得・管理、道路設計・積算などである。

(評価シート及び評価例)

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別		
配置 予定 技術 者の 経 験 及 び 能 力	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	40	20	10	A	10×5/5	10.0	16.0	29.0	①	
		過去10年間の規定業務の実績業務数			5	B	5×3/5	3.0			②	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	B	5×3/5	3.0			③	
	担当 技術者 1	過去10年間の規定業務の実績		10	5	A	5×5/5	5.0	5.0		④	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	A'	5×4/5	4.0	4.0		⑤	
	担当 技術者 2	過去10年間の規定業務の実績		10	5	C	5×0/5	0.0	0.0		④	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	A'	5×4/5	4.0	4.0		⑤	
	実施 方針・ フロー・ その他	業務の 理解度	目的、内容の理解	30	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0	24.0	⑥
業務 実施手順 (フロー・ 工程表)		実施手順の妥当性	5			B	5×3/5	3.0	8.0	⑦		
		業務量把握、人員配置の妥当性	5			A	5×5/5	5.0		⑧		
その他		重要事項の指摘(特定テーマに対する技術提案の内容を除く)	10			10	B	10×3/5	6.0	6.0		⑨
特定 テーマ に 対 す る 技 術 提 案	特定 テーマ 1	的確性	50	25	5	A	5×5/5	5.0	18.0	39.0	⑩	
					キーワードの網羅	5	B'	5×2/5			2.0	⑪
		実現性			説得力があるか	5	A	5×5/5			5.0	⑫
					独創性	事業の進捗に寄与する独自の効果的な提案があるか	10	B			10×3/5	6.0
	特定 テーマ 2	的確性		25	5	A	5×5/5	5.0	21.0		⑭	
					キーワードの網羅	5	A	5×5/5			5.0	⑮
		実現性			説得力があるか	5	A	5×5/5			5.0	⑯
					独創性	日常業務の進捗に寄与する独自の効果的な提案があるか	10	B			10×3/5	6.0
合計(120点満点)			120.0			92.0						

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績があり、かつ都市計画道路事業に関する業務である	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績があり、かつ道路事業に関する業務である	—	—	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績がある	①
			過去10年間の規定業務の実績業務数	過去10年間の規定業務の実績数が5件以上である	過去10年間の規定業務の実績数が4件である	過去10年間の規定業務の実績数が3件である	過去10年間の規定業務の実績数が2件である	過去10年間の規定業務の実績数が1件である	②
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が3件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が7億円未満かつ件数が7件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	③
	担当技術者1・2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務1の実績があり、かつ都市計画道路事業に関する業務である	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務1の実績があり、かつ道路事業に関する業務である	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務1の実績がある	—	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務2のみ実績がある	④
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が3件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が7億円未満かつ件数が7件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	⑤

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施 工程 針・実 施フ ロー・ その他	業務の 理解度	目的、内容の理解	目的、内容の理解 が特に優れている。	－	左右に該当しない	－	目的、内容の理解 が十分とは言え ない。	⑥
	業務実施 手順 (フロー・工程 表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順 が妥当であり、非 常に実効性のある 工程である。	－	業務の実施手順 が妥当である。	－	業務の実施手順 が十分とは言え ない。	⑦
		業務量の把握、 人員配置の妥当性	業務量の把握が 優れており、不測 の事態にも対応 できる人員配置 である。	－	業務量に応じた 人員配置である。		業務量の把握、人員 配置が不十分 である。	⑧
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書 に示されていない 独自の視点での 指摘があり、効果 的な方策が提案 されている。	－	技術提案説明書 に示されていない 独自の視点での 指摘がある。	－	技術提案説明書 に示されていない 独自の視点での 指摘はない。	⑨
特定 テー マ１に 対する 技術 提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠 が示されており、 理解が特に優れ ている。	－	左右に該当しない	－	内容が的確性を 欠くなど、課題把 握として十分とは 言えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワード が全て網羅され ている。(100%)	必要なキーワード が80%以上 100%未満、記載 されている。	必要なキーワード が60%以上 80%未満、記載 されている。	必要なキーワード が40%以上 60%未満、記載 されている。	必要なキーワード が40%未満であ り十分とは言え ない。	⑪
	実現性	説得力があるか	提案内容に具体 性及び説得力が あり、実現性に対 する理解が特に 優れている。	－	左右に該当しない	－	提案内容に具体 性がない。	⑫
	独創性	事業の進捗に寄与する独自の効果的な提案があるか	独自の効果的な 提案があり、説得 力がある。	－	左右に該当しない	－	効果的な提案が 見られない。	⑬
特定 テー マ２に 対する 技術 提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠 が示されており、 理解が特に優れ ている。	－	左右に該当しない	－	内容が的確性を 欠くなど、課題把 握として十分とは 言えない。	⑭
		キーワードの網羅	必要なキーワード が全て網羅され ている。(100%)	必要なキーワード が80%以上 100%未満、記載 されている。	必要なキーワード が60%以上 80%未満、記載 されている。	必要なキーワード が40%以上 60%未満、記載 されている。	必要なキーワード が40%未満であ り十分とは言え ない。	⑮
	実現性	説得力があるか	提案内容に具体 性及び説得力が あり、実現性に対 する理解が特に 優れている。	－	左右に該当しない	－	提案内容に具体 性がない。	⑯
	独創性	日常業務の進捗に寄与する独自の効果的な提案があるか	独自の効果的な 提案があり、説得 力がある。	－	左右に該当しない	－	効果的な提案が 見られない。	⑰

(4) 審査を行った事業者(五十音順)
株式会社建設技術研究所 大阪本社

(5) 審査の結果(合計点の高い順)

① 配置予定技術者に関する評価

評価項目		評価の着眼点	I 社	
			評価	点数
配置予定技術者の 経験及び能力	管理技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	A	10.0
		過去 10 年間の規定業務の実績業務数	B'	2.0
		専任性(他業務との兼任状況)	A	5.0
	担当技術者1	過去 10 年間の規定業務の実績	B	3.0
		専任性(他業務との兼任状況)	A	5.0
	担当技術者2	過去 10 年間の規定業務の実績	B	3.0
		専任性(他業務との兼任状況)	A	5.0
	合計(40 点満点)			33.0

② 技術提案書に関する評価

評価項目			評価の着眼点	I 社	
				評価	点数
工程表・その他 実施方針・ 実施フロー・	業務の理解度		目的、内容の理解	A	10.0
	業務実施手順 (フロー・工程表)		実施手順の妥当性	A	5.0
			業務量把握、人員配置の妥当性	C	0.0
	その他		重要事項の指摘	B	6.0
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	B	3.0
			キーワードの網羅	B	3.0
		実現性	説得力があるか	B	3.0
		独創性	高度で独創的な提案があるか	B	6.0
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5.0
			キーワードの網羅	B	3.0
		実現性	説得力があるか	B	3.0
		独創性	高度で独創的な工夫があるか	B	6.0
合計(80 点満点)				53.0	